証券コード８００５
平成28年５月12日

株　主　各　位

静岡県浜松市中区佐藤二丁目24番１号
株式会社スクロール
代表取締役会長　堀田　守

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　このたびの平成28年熊本地震により、被災されました株主の皆様には心からお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申しあげます。
　さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年５月26日（木曜日）午後５時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成28年５月27日（金曜日）午前10時
２．場　　所　静岡県浜松市中区佐藤二丁目28番22号
　　当社本社ビル５階会議室　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項
　　１．第75期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第75期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
　　第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
　　第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
　　第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

～～～

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況

１．当事業年度の事業の状況

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善傾向のなかで緩やかな景気回復が期待されているものの、個人消費は物価上昇への懸念や消費税増税後の節約志向が依然として根強く、また中国をはじめとする新興国や資源国等の景気の緩やかな減速を受け、依然として先行き不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、宝飾・貴金属・化粧品などの高額品や高付加価値商品は海外需要などによる下支えがあったものの全般的に消費は伸び悩むほか、円安による仕入価格の高騰や業態間競争の激化なども加わり、引き続き厳しさを増しています。また通販業界におきましては、店舗販売とのオムニチャネル販売や物流サービスの充実などにより国内市場が拡大していくなかで、顧客情報管理体制の強化や法改正への対応が求められるなど、通販事業者を取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような事業環境のなか、当社グループは、中期経営計画「SCROLL RENOVATION 2015」の最終事業年度にあたる当連結会計年度において、「シニア事業」、「インターネット事業」、「健粧品事業」及び「通販ソリューション事業」の４分野を成長戦略の中心に据え、事業の収益化に向けた各種施策を推進するとともに、事業基盤を一層強化するためのインフラ整備の完成と、次期中期経営計画に向けた強力な事業体制の構築に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、連結売上高628億39百万円（前年同期比1.1％減）となりました。利益面におきましては、連結営業利益17億74百万円（前年同期は連結営業損失17億43百万円）、連結経常利益21億８百万円（前年同期は連結経常損失14億42百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益23億83百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失26億49百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

なお、セグメント別の売上高は連結相殺消去後の数値を、セグメント利益又は損失は、連結相殺消去前の数値を記載しております。

① 通販アパレル事業

通販アパレル事業におきましては、シニア世代の幅広いニーズを調査分析し、女性向け通販ブランド『Brillage（ブリアージュ）』において、これまで以上にお客様のニーズに合致した商品を展開するための充実した品揃えと売り場づくりに注力してまいりました。生協販売におきましては、さまざまなテスト販売を繰り返すことで、組合員様に支持されるシニア向けのお出かけ着の販売規模の拡大に努めてまいりました。以上の結果、売上高は241億６百万円（前年同期比7.4％減）となり、セグメント損失は33百万円（前年同期はセグメント損失１億２百万円）となりました。

② 通販インナー事業

通販インナー事業におきましては、引き続き、着心地の良さと高い機能性を両立させた商品の販売に積極的に取り組んでまいりました。また、過去のご注文データを詳細に分析し、お客様のニーズをリアルタイムに把握することなどにより商品構成力の向上に注力したほか、お客様の「ついで買い」を意識したプラスワン商品を展開するなど、購買の促進を意図した企画販売にも取り組んでまいりました。以上の結果、売上高は73億46百万円（前年同期比1.6％減）となり、セグメント利益は２億97百万円（同28.9％増）となりました。

③ 通販ＬＦ事業

通販ＬＦ事業におきましては、人気の北欧雑貨ブランドの新規取扱い開始や気軽にご購入いただけるインテリア商品の拡充など、自社通販サイトの集客販促力をさらに強化するとともに、会員カタログの発行回数を減らすことによる効率的な展開にも努めてまいりました。また、ブランドバッグ等のＥＣサイト『ＡＸＥＳ（アクセス）』では、積極的な販売促進活動及び原価率の適正化に取り組んでまいりました。生協販売におきましては、これまでに大きな支持をいただいております人気商品の継続販売を起点に、「使いやすさ＆かわいさ」をテーマとしたプライベート商品の開発及び販売を強化いたしました。以上の結果、売上高は138億12百万円（同7.8％減）となり、セグメント利益は３億99百万円（前年同期はセグメント損失５億97百万円）となりました。

④ 通販Ｈ＆Ｂ事業

通販Ｈ＆Ｂ事業におきましては、ナショナルブランド化粧品などを取り扱うＥＣサイトにおいて、円安基調が続くなか、海外の仕入れソースの拡大を図り商品販売力強化に努めるとともに、各出店モールのキャンペーンを活用した販売を推進してまいりました。健粧品ビジネスにおきましては、前年度までに獲得したオリジナル化粧品の顧客基盤をもとにリピート需要の拡大に注力する一方、期間や地域を限定するなど戦略的な広告展開による新規顧客の獲得に努めてまいりました。また、海外需要の高まりに対応した販売も積極的に進めてまいりました。以上の結果、売上高は98億91百万円（前年同期比22.4％増）、セグメント利益は11億18百万円（前年同期はセグメント損失12億17百万円）となりました。

⑤　**ソリューション事業**

ソリューション事業におきましては、主にコスメティクス・サプリメント通販専用の新物流センターにおいて、同センターの稼働が安定したことなどにより、専門分野に特化した物流代行の取扱いが増加いたしました。また、大手流通企業のオムニチャネル戦略設計支援やＥＣ企業向けの海外物流支援、インバウンド需要などに対応した新たなサービスの展開開始にも努めてまいりました。後払い決済サービスにおきましては、さらなる業容拡大を目指した営業活動に取り組んでまいりました。以上の結果、売上高は76億83百万円（前年同期比10.1％増）、セグメント利益は５億25百万円（同32.8％増）となりました。

⑥　**その他**

その他事業におきましては、金融事業における事業終了に向けた業務に専念しております。以上の結果、営業収益はございません。また、セグメント利益は６百万円（前年同期比81.9％減）となりました。

なお、当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、「当期純利益」又は「当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益」又は「親会社株主に帰属する当期純損失」としております。

⑵　**設備投資の状況**

当連結会計年度に実施した当社グループの設備投資は、総額３億91百万円であります。

その主なものは、情報処理能力の向上を目的とした「基幹システム」への投資１億37百万円、物流業務の効率化と物流インフラの機能強化を目的とした「物流設備」への投資１億14百万円であります。

⑶　**資金調達の状況**

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より20億円の借り換えを実施しました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

⑷　**事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑸　**他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑹　**吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑺　**他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

2．直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第72期 (平成25年３月期)	第73期 (平成26年３月期)	第74期 (平成27年３月期)	第75期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売上高 （百万円）	62,215	68,253	63,555	62,839
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	1,514	233	△1,442	2,108
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（百万円）	260	517	△2,649	2,383
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	7.87	15.63	△79.54	71.16
総資産 （百万円）	33,779	35,775	36,361	35,457
純資産 （百万円）	22,990	23,059	20,483	21,839
１株当たり純資産額 （円）	694.56	693.02	611.26	647.68

（注）１．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益又は当期純損失」を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」としております。
２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、第73期以降、自己株式数には「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」導入において設定した、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）所有の当社株式を含めております。

3．　重要な親会社及び子会社の状況

⑴　親会社の状況

該当事項はありません。

⑵　重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社スクロール３６０	95百万円	100.0%	通信販売事業者及びＥＣ事業者向けのプロモーション支援、フルフィルメント支援及びシステム構築支援等の通信販売代行業
株式会社イノベート	36百万円	94.0% (6.3%)	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業
株式会社豆腐の盛田屋	55百万円	100.0%	
株式会社ＡＸＥＳ	95百万円	100.0%	
北海道アンソロポロジー株式会社	10百万円	100.0%	
株式会社スクロールＲ＆Ｄ	100百万円	100.0%	
詩克楽商貿（上海）有限公司	800千米ドル	100.0%	
株式会社キャッチボール	70百万円	51.0% (51.0%)	決済代行業

（注）議決権比率の（　）内は、間接所有割合であります。

4．対処すべき課題

平成26年３月期を初年度とし、平成28年３月期を終了年度とする中期経営計画「SCROLL RENOVATION 2015」では、事業インフラを充実させ、既存事業を刷新し、事業ポジショニングを拡大し、マーケットインに対応した流通モデルを確立することでさらなる成長を図っていくことを目指しておりました。これらの結果、収益力の強化の面で、事業会社を中心に一定の成果を上げることができました。

今後におきましては、平成31年３月期に完結する中期経営計画「みらい2018」の完遂に向けた取組みを実施してまいります。「みらい2018」は、事業ポートフォリオと収益基盤の確立を重点課題とし、スクロールグループの未来を築く成長戦略を推進してまいります。

「みらい2018」を完遂するために当社が取り組むべき課題は、従来の枠組みを超える挑戦であります。組織間連携・提携とM＆Ａという要素を盛り込み、以下の６つの分野に挑戦いたします。

① 海外需要の取り込みによる成長
② ソリューション事業の全国展開及び海外進出
③ 戦略商品「豆乳よーぐるとぱっく玉の輿」を軸にした化粧品事業成長の足掛かりづくり
④ 北海道ブランドの新商品開発による健康食品事業の拡充
⑤ 会員組織への通販事業及びソリューション提供事業（ＢＢＣ事業）の新規提携による成長
⑥ M＆Ａ及び提携を通じた成長

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

5．　主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、連結計算書類作成会社（当社）、子会社10社で構成されており、主な事業は、個人通販顧客及び取引のある全国の生協の組合員様に対する衣料品・生活関連商品のカタログ・インターネットによる通信販売であり、そのほかに、これらのノウハウを活用した通信販売代行等の事業を行っております。

区　　分	主　な　事　業　の　内　容
通販アパレル事業	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業 （主にアパレル商材）
通販インナー事業	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業 （主にインナー商材）
通販ＬＦ事業	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業 （主に雑貨、服飾雑貨等の商材）
通販Ｈ＆Ｂ事業	カタログ及びインターネットを媒体とする通信販売業 （主に化粧品、健康関連商材）
ソリューション事業	通信販売事業者及びＥＣ事業者向けのプロモーション支援、フルフィルメント支援及びシステム構築支援等の通信販売代行業

6．　主要な営業所（平成28年３月31日現在）

会　社　名	本　社	その他
株式会社スクロール	浜松市中区	東京都品川区 （東京本店）
株式会社スクロール３６０		
株式会社イノベート	福岡市博多区	東京都品川区
株式会社豆腐の盛田屋		
株式会社ＡＸＥＳ	東京都品川区	－
北海道アンソロポロジー株式会社	札幌市北区	－
株式会社キャッチボール	東京都新宿区	－
株式会社スクロールＲ＆Ｄ	東京都品川区	－
詩克楽商貿（上海）有限公司	中国上海市	－

7． 使用人の状況（平成28年３月31日現在）

⑴ 当社グループの使用人の状況

事業の種類	使用人数	前連結会計年度末比増減
通販アパレル事業	101名 （ 27名）	13名増 （ 27名減）
通販インナー事業	26名 （ 6名）	7名増 （ 2名減）
通販ＬＦ事業	133名 （ 49名）	3名減 （ 31名減）
通販Ｈ＆Ｂ事業	98名 （ 42名）	4名減 （ 4名増）
ソリューション事業	114名 （ 68名）	12名増 （ 49名増）
全社（共通）	84名 （ 9名）	5名増 （ 3名減）
合計	556名 （201名）	30名増 （ 10名減）

（注）１．使用人数は、就業人員（当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。
３．通販アパレル事業におきまして、事業強化に向けての人材確保により使用人数が増加しております。ソリューション事業におきましても、出荷に関する業務の内製化に伴う人材確保により、使用人及び臨時従業員数が増加しております。また、コンタクトセンター業務を移管したことに伴い、通販アパレル事業及び通販ＬＦ事業とソリューション事業との間で臨時従業員数の増減が生じております。

⑵ 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
314名（88名）	10名増（57名減）	40.7歳	13.2年

（注）１．使用人数は、就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．当社から子会社にコンタクトセンター業務を移管したことに伴い、臨時従業員数が減少しております。

8．　主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	1,305百万円
株式会社りそな銀行	500
株式会社みずほ銀行	200
株式会社三井住友銀行	175

9．　その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の現況

1．　株式の状況（平成28年３月31日現在）

⑴　**発行可能株式総数**　　110,000,000株

⑵　**発行済株式の総数**　　34,320,650株

⑶　**株主数**　　17,268名

⑷　**大株主の状況（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
丸紅株式会社	2,841千株	8.4%
信和会	1,891	5.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,292	3.8
株式会社静岡銀行	1,261	3.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,074	3.2
スクロール従業員持株会	1,000	3.0
モリリン株式会社	550	1.6
日本生命保険相互会社	543	1.6
大日本印刷株式会社	433	1.3
BBH（LUX）FOR FIDELITY FUNDS—JAPAN FUND	405	1.2

（注）１．信和会は当社取引先持株会であります。
２．日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株数は、全て信託業務に係る株式数であります。
３．上記のほかに当社は自己株式として598千株を所有しております。なお、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」に係る野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が所有する当社株式151千株については、自己株式に含んでおりません。
４．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
５．持株比率は、小数点第２位を四捨五入して表示しております。

⑸　**その他株式に関する重要な事項**

（信託型従業員持株インセンティブ・プラン）

当社は、平成25年６月13日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の充実及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社グループの恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議いたしました。

本プランでは、本信託の設定後約３年にわたり「スクロール従業員持株会」（以下「本持株会」といいます。）が取得する見込みの当社株式を「スクロール従業員持株会専用信託口」（以下「信託口」といいます。）が予め一括して取得し、本持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。

当該自己株式の取得・処分に関する会計処理については、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債、収益及び費用については連結計算書類及び計算書類に含めて計上しております。

なお、平成28年３月31日現在において信託口が所有する自己株式数は151千株であります。

2．新株予約権等の状況

⑴ 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

（平成28年３月31日現在）

発行決議日		平成26年５月30日
新株予約権の数		1,550個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　155,000株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　26,700円 （１株当たり　　267円）
権利行使期間		自　平成28年５月31日 至　平成32年５月30日
行使の条件		（注）１、２、３
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く。）	新株予約権の数　　1,550個 目的となる株式数　155,000株 保有者数　　４名
	社外取締役	新株予約権の数　　―個 目的となる株式数　　―株 保有者数　　―名
	監査役	新株予約権の数　　―個 目的となる株式数　　―株 保有者数　　―名

（注）１．新株予約権者は、新株予約権行使時において、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
２．新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
３．その他の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

3． 会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	堀　田　　守	株式会社スクロール３６０代表取締役会長 株式会社イノベート代表取締役会長 株式会社豆腐の盛田屋代表取締役会長 株式会社ＡＸＥＳ代表取締役会長 北海道アンソロポロジー株式会社代表取締役会長 株式会社スクロールＲ＆Ｄ代表取締役会長 株式会社キャッチボール代表取締役会長 詩克楽商貿（上海）有限公司董事長
取締役社長	鶴　見　知　久	ダイレクト事業本部通販Ｈ＆Ｂ統括部長 株式会社豆腐の盛田屋取締役社長
取　締　役	杉　本　泰　宣	管理部門担当 兼務 ダイレクト事業本部通販ソリューション統括部長 株式会社スクロール３６０取締役社長 株式会社キャッチボール取締役
取　締　役	乗　松　伸　一	ダイレクト事業本部通販インナー統括部長 兼務 通販ＬＦ統括部長 兼務 商品第２部長
取　締　役	佐　藤　浩　明	株式会社スクロールＲ＆Ｄ取締役社長 株式会社キノスラ代表取締役社長
取　締　役	岸　本　義　之	ＰｗＣコンサルティング合同会社シニア・エグゼクティブ・アドバイザー 早稲田大学経営管理研究科客員教授
取　締　役	河　合　　拓	カート・サーモン・ユーエスインク 日本支社 パートナー
常勤監査役	長　田　隆　利	株式会社スクロール３６０監査役 株式会社イノベート監査役 株式会社豆腐の盛田屋監査役 株式会社ＡＸＥＳ監査役 北海道アンソロポロジー株式会社監査役 株式会社スクロールＲ＆Ｄ監査役 詩克楽商貿（上海）有限公司監事

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
監　査　役	古　知　弘　行	東海澱粉株式会社社外監査役
監　査　役	伊　藤　　啓	株式会社メディアドゥ社外取締役
監　査　役	村　瀬　　司	株式会社フュージョンズ代表取締役社長

（注）1．取締役社長鶴見知久は、平成28年４月１日付で株式会社豆腐の盛田屋取締役社長を辞任いたしました。
2．取締役岸本義之氏及び河合拓氏は、社外取締役であります。
3．監査役古知弘行氏、伊藤啓氏、村瀬司氏は、社外監査役であります。
4．監査役古知弘行氏は、長年にわたり金融機関における役員の経験があり、現職も企業の監査役であるため、幅広い知識と豊富な知見を有しております。
5．監査役伊藤啓氏は、長年にわたり企業での経営者及び社外監査役としての双方の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。
6．監査役村瀬司氏は、コンサルティング業務及び企業での経営者の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有しております。
7．監査役伊藤啓氏、監査役村瀬司氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

⑵　当事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

⑶　取締役及び監査役の報酬等の総額

役　員　区　分	支　給　人　員	支　給　額
取　締　役	7名	87百万円
監　査　役	4名	21百万円
合　計	11名	108百万円
（うち社外役員）	(5名)	(24百万円)

（注）1．当社は、取締役の使用人兼務部分に対する報酬を支給しておりません。
2．当社は、平成18年６月20日開催の第65期定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止しております。
3．取締役の報酬限度額は、平成18年６月20日開催の第65期定時株主総会において月額20百万円以内と決議いただいております。また、別枠で、平成26年５月30日開催の第73期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額50百万円以内と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、平成12年６月22日開催の第59期定時株主総会において月額８百万円以内と決議いただいております。
5．取締役の報酬等の額には、ストック・オプションによる報酬額２百万円が含まれております。

⑷　その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑸　社外役員に関する事項

①　社外役員の重要な兼職の状況

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職の内容
社外取締役	岸　本　義　之	ＰｗＣコンサルティング合同会社 早稲田大学経営管理研究科	シニア・エグゼクティブ・アドバイザー 客　員　教　授
社外取締役	河　合　　拓	カート・サーモン・ユーエスインク 日本支社	パ　ー　ト　ナ　ー
社外監査役	古　知　弘　行	東　海　澱　粉　株　式　会　社	社　外　監　査　役
社外監査役	伊　藤　　啓	株　式　会　社　メ　デ　ィ　ア　ド　ゥ	社　外　取　締　役
社外監査役	村　瀬　　司	株　式　会　社　フ　ュ　ー　ジ　ョ　ン　ズ	代表取締役社長

（注）１．取締役岸本義之氏は、ＰｗＣコンサルティング合同会社のシニア・エグゼクティブ・アドバイザーであり、当社は同社との間でコンサルティング契約を締結する等取引関係があります。
２．取締役河合拓氏は、カート・サーモン・ユーエスインク 日本支社のパートナーであり、当社は同社との間でアドバイザリー契約を締結する等取引関係があります。
３．その他兼職先との間に取引上の特段の関係はありません。

②　特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　**当事業年度における主な活動状況**

(a)取締役会及び監査役会への出席状況

区　分	氏　名	取締役会（14回開催）		監査役会（14回開催）	
		出席回数	出　席　率	出席回数	出　席　率
社外取締役	岸　本　義　之	14回	100%	－	－
社外取締役	河　合　　拓	13回	93%	－	－
社外監査役	古　知　弘　行	13回	93%	13回	93%
社外監査役	伊　藤　　啓	14回	100%	14回	100%
社外監査役	村　瀬　　司	14回	100%	14回	100%

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

(b)取締役会及び監査役会における発言状況

取締役岸本義之氏及び取締役河合拓氏は、経営に関する豊富な知見を有しており、経営者の観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役古知弘行氏、監査役伊藤啓氏及び監査役村瀬司氏は、主に財務及び会計の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について適宜、必要な発言を行っております。

⑹　**責任限定契約の内容の概要**

当社と各社外取締役及び監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び監査役とも会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

4． 会計監査人の状況

⑴ 名称

新日本有限責任監査法人

⑵ 報酬等の額

区　　分	支　　払　　額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるアドバイザリー業務を委託し、報酬を支払っております。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 過去２年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヶ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。当社は、同監査法人の再発防止に向けた改善への取り組み及び当社に対する監査業務は適正かつ厳格に遂行されていることを踏まえ、今後も同監査法人による継続的な監査を行うことが最善との判断に至っております。

⑹ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5．業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年６月12日開催の取締役会において、会社法及び会社法施行規則に定める内部統制システムに関する基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、一部を改定し、決議しております。改定後の方針は以下のとおりであります。

⑴ 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ全体のコンプライアンスやリスク管理体制を統括する内部統制委員会を設置し、内部統制委員会の決定に基づき内部統制の強化を図るとともに、内部監査部の指示により必要に応じて取締役及び使用人への研修、教育を実施いたします。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、取締役及び使用人が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス担当取締役又は社外弁護士を情報受領者とする社内通報制度（スクロールグループ企業倫理ホットライン）を設置し、運用いたします。

これらグループ全体の内部統制システム及びその運用については、内部監査部が評価し、その結果を内部統制委員会に報告いたします。

⑵ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書は、社内規程に基づいて保存するとともに、当該文書は書面（電磁的記録を含む。）による集中管理を行い、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる状態を維持いたします。

⑶ 当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制

グループ全体のリスク管理に関する基本的事項と体制をリスクマネジメント規程に定めるとともに、内部監査部が組織横断的にリスク状況を把握し、適切な対応を図ります。

なお、内部監査部は、リスク管理体制の適正性について、独立した立場から監査を実施し、その結果を内部統制委員会に報告いたします。

⑷ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月１回開催するほか必要に応じて随時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。

また、業務執行に関する詳細な事項の意思決定については、取締役及び執行役員で構成する経営会議において慎重に協議するとともに、取締役は、取締役の職務執行に関する意思決

定の権限を明確にした規程に則り、職務を遂行いたします。
なお、取締役の職務の執行に関する監査は、監査役が実施いたします。

⑸　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社は、子会社管理規程に従い、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整備します。

②　当社における内部統制委員会には子会社社長も参画し、内部統制委員会の決定に基づいたグループ全体の内部統制システムを運用することで、適切な監視体制及び報告体制を確保します。

⑹　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役が使用人を置くことを求めた場合は、取締役の指揮命令に属さない専属の使用人を監査役室に配置し、監査業務を補助します。

⑺　前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役による前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命、人事異動、評価等については、事前に監査役の同意を得るものとし、取締役からの独立を確保するものとします。

⑻　当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

①　当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に報告するものとします。また、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができます。

②　前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講じるものとします。

⑼　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　監査役は、決裁書の検閲や取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することを通じて、取締役の職務遂行状況を監査します。

また、監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から会計監査内容に

ついて説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図ります。

② 監査役が職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をした場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、会社は速やかに当該費用又は債務を適切に処理します。

⑽ 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為もいたしません。

また、自ら反社会的勢力の力を利用いたしません。万一、これら反社会的勢力とのトラブル等が発生した場合には、法律の専門家や警察署等と連携し、毅然とした対応を行います。

6． 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システム基本方針に基づき実施した、当連結会計年度における当社の内部統制システムの主な運用状況の概要は以下のとおりです。

⑴ 重要な会議の開催状況

当連結会計年度における取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が出席しております。また、監査役会は14回、経営会議は18回（会議規程第10条に基づく書面決議５回を含む。）、内部統制委員会は２回開催しました。

なお、取締役会については、上記開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会があったとみなす書面決議が１回ありました。

⑵ コンプライアンス教育の実施状況について

当連結会計年度においては、コンプライアンス全般及び個人情報保護関連を中心として、子会社を含めグループ全社員に対するコンプライアンス研修を内部統制委員会が主催し、実施いたしました。

⑶ 監査役の職務の執行について

監査役は、決裁書の検閲や取締役会及び経営会議等重要な会議に出席することを通じて、取締役の職務遂行状況を監査しました。また監査役は、当社代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施しました。さらに、主な子会社に対する監査の実施及び子会社の取締役との面談を行いました。

⑷　**当社グループの管理体制について**

当社子会社については、子会社管理規程に従い、取締役会その他会議体の運営指導、各種規程の整備と見直しを行っております。また、グループ全体での内部統制活動として、財務報告整備活動、個人情報保護整備活動、ＢＣＰ整備活動、特定個人情報保護整備活動、景表法・薬機法等対応整備活動、リスクマネジメント全般活動などを推進してまいりました。

⑸　**反社会的勢力の排除について**

当社は、お取引先様との契約書においては反社会的勢力の排除に関する規定を設けるとともに、社員に対する教育を実施することで、反社会的勢力との関係を一切遮断するよう努めております。

７．　剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。剰余金の配当等の決定機関は、中間配当、期末配当とも取締役会であります。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策のひとつとして位置付けております。その基本方針は、安定的に配当を継続することとし、業績に基づく成果配分を実施することです。具体的な経営指標として、そのひとつにＲＯＥ10％以上を掲げ、株主資本への還元を重視する経営を行っております。また、業績連動型の配当を基本とし、連結配当性向30％を目処として配当を実施してまいります。

内部留保金におきましては、企業間競争力の維持・強化を図るため、将来を見据えた事業戦略に基づいた投資等に適切に活用してまいります。

当社は、株主の皆様への安定配当を重視するとともに今後の事業動向を総合的に判断し、当連結会計年度末の株主配当金を１株当たり５円とさせていただきます。これにより中間配当金５円と合わせて年間配当金は10円となります。

翌連結会計年度の株主配当金につきましては、中期経営計画に基づく各施策を確実に実行することにより、１株当たり中間配当金５円、期末配当金５円の年間配当金10円を予定しております。

８．　会社の財務及び事業の方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

当社は、平成26年５月30日開催の第73期定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件」について、その有効期間を３年間として承認され、会社の事業方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めております。以下、その概略をご説明いたします。

⑴　**基本方針の内容（会社の事業の方針等の決定を支配する者のあり方）**

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを最大の目標として掲げ、かつその実現が可能な者であるべきものと考えます。

⑵　**基本方針の実現に資する特別な取組み**

当社は、通販ビジネスを主たる事業として、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としています。この価値はお客様への提供価値を最大化することによって実現できるものであり、お客様への提供価値を高めるためには、お客様ニーズの探求、お客様との密接な関係づくり、新しい商品・サービスの開発、ローコストオペレーション、安全かつ適切なる情報の活用・管理等が欠かせません。

当社は平成29年３月期を初年度とし、平成31年３月期を終了年度とする中期経営計画「みらい2018」をスタートさせております。平成28年３月期の経営成績は過去の先行投資が結実し、一定の成果を上げることができました。今後も中期経営計画完遂に向け、グループ一丸となって課題解決、事業推進に取り組んでまいります。

⑶　**不適切な者によって事業方針等の決定が支配されることを防止するための取組み**

当社は、不適切な者によって大規模買付行為が行われることを防止するため、その買付ルールを設けるとともに、その対抗措置を定めています。

①　**大規模買付ルールの概要**

ⓐ　**意向表明書の提出**

大規模買付を行おうとする場合には、大規模買付行為の概要を明示し、買付ルールに従う旨の表明のある意向表明書を提出していただきます。

ⓑ　**大規模買付者による情報提供**

次に、大規模買付者には、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために、大規模買付者の概要、買付の目的、買付後の経営方針等の情報を提供していただきます。

ⓒ　**取締役会による評価**

次に、当社取締役会は、情報提供を受けたのち60日間又は90日間のあいだに評価、検討、買付条件の交渉・協議、意見形成、代替案の提出などを検討し、実施します。なお、30日間を限度として検討期間を延長することがあります。

ⓓ　**独立委員会への情報提供と勧告**

当社は、当社取締役会が公正中立な判断をするために、取締役会から独立した機関として独立委員会を設置しています。当社取締役会は、上記（ａ）～（ｃ）に掲げる事項を行うときは、独立委員会に情報提供するとともに、独立委員会から提出される勧告を最大限尊重します。

② **大規模買付行為がなされた場合の対応方針**

(a) **大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合**

当社取締役会は、原則として大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合（濫用的買付者の場合）には、対抗措置をとることもあります。

(b) **大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合**

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で株主割当てによる新株予約権を発行するなどの対抗措置を決定することとします。

(c) **対抗措置を発動する手続き**

当社取締役会が大規模買付行為の開始に対抗する具体的措置の発動を決議するには、独立委員会に対しその発動の是非を諮問するものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限に尊重します。

また、当社取締役会は、自らの判断により、又は独立委員会の勧告により、株主意思確認総会を開催することがあります。

(4) 本買収防衛策が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことの説明

本買収防衛策（以下「本プラン」といいます。）が基本方針に沿い、企業価値・株主共同の利益に合致し、役員の地位の維持を目的とするものではないことの理由は以下に掲げるとおりです。

① 経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に公表した「買収防衛策に関する指針」の三原則を充足し、また経済産業省の企業価値研究会が公表した平成20年６月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨を踏まえた内容になっています。

② 本プランは、企業価値・株主共同の利益の確保、向上を目的としています。

③ 継続的な情報開示を行い、透明性を確保しています。

④ 本プランは、株主総会決議により導入されたもので、株主の皆様のご意思を反映したものです。また、対抗措置発動時にも株主総会を開催し株主の皆様の意思を確認する場合があります。

⑤ 取締役会の判断の客観性、合理性が確保されています。対抗措置発動の手続きを定め、独立委員会の勧告を最大限尊重し、そして適宜情報開示を取締役会に義務づけております。

⑥ デッドハンド型（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）・スローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）の買収防衛策ではありません。

なお、当社買収防衛策の概要につきましては、当社ホームページ（http://www.scroll.jp/ir/governance/）において開示しております。

連結貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位　百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**21,053**	**流動負債**	**10,523**
現金及び預金	2,866	買掛金	2,028
売掛金	9,565	短期借入金	105
商品	4,756	未払金	6,695
貯蔵品	699	未払法人税等	280
繰延税金資産	423	賞与引当金	187
その他	2,933	ポイント引当金	53
貸倒引当金	△191	利息返還損失引当金	23
固定資産	**14,403**	その他	1,148
有形固定資産	**10,905**	**固定負債**	**3,094**
建物及び構築物	4,924	長期借入金	2,075
機械装置及び運搬具	1,135	役員退職慰労引当金	3
土地	4,611	利息返還損失引当金	116
建設仮勘定	46	環境対策引当金	25
その他	187	退職給付に係る負債	800
無形固定資産	**1,404**	その他	73
ソフトウエア	258	**負債合計**	**13,617**
ソフトウエア仮勘定	1,141	**純資産の部**	
その他	4	**株主資本**	**21,507**
投資その他の資産	**2,093**	資本金	5,812
投資有価証券	1,369	資本剰余金	7,058
繰延税金資産	467	利益剰余金	9,061
その他	349	自己株式	△424
貸倒引当金	△91	**その他の包括利益累計額**	**235**
		その他有価証券評価差額金	401
		繰延ヘッジ損益	△182
		為替換算調整勘定	16
		新株予約権	**8**
		非支配株主持分	**87**
		純資産合計	**21,839**
資産合計	**35,457**	**負債純資産合計**	**35,457**

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		**62,839**
売上原価		**38,438**
売上総利益		**24,400**
販売費及び一般管理費		**22,625**
営業利益		**1,774**
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	36	
業務受託手数料	153	
受取和解金	72	
その他	101	379
営業外費用		
支払利息	15	
持分法による投資損失	5	
その他	25	45
経常利益		**2,108**
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	73	74
特別損失		
固定資産除却損	34	34
税金等調整前当期純利益		**2,147**
法人税、住民税及び事業税	296	
法人税等調整額	△566	△270
当期純利益		**2,418**
非支配株主に帰属する当期純利益		34
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,383**

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,812	7,123	7,012	△517	19,431
当期変動額					
剰余金の配当			△334		△334
親会社株主に帰属する当期純利益			2,383		2,383
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		△50		92	42
連結子会社株式の取得による持分の増減		△14			△14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△64	2,048	92	2,076
当期末残高	5,812	7,058	9,061	△424	21,507

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	787	183	17	989	3	59	20,483
当期変動額							
剰余金の配当							△334
親会社株主に帰属する当期純利益							2,383
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							42
連結子会社株式の取得による持分の増減							△14
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△386	△366	△1	△754	4	28	△720
当期変動額合計	△386	△366	△1	△754	4	28	1,355
当期末残高	401	△182	16	235	8	87	21,839

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表
（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

⑴　連結子会社の状況
①　連結子会社の数　　９社
②　連結子会社の名称　　㈱スクロール３６０、㈱ムトウクレジット、詩克楽商貿（上海）有限公司、㈱イノベート、㈱豆腐の盛田屋、㈱ＡＸＥＳ、北海道アンソロポロジー㈱、㈱キャッチボール、㈱スクロールＲ＆Ｄ

⑵　非連結子会社の名称等
①　非連結子会社の名称　　㈱豆腐の盛田屋椎葉村工場
②　連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

２．持分法の適用に関する事項

⑴　持分法を適用した非連結子会社の状況
①　持分法適用の非連結子会社の数　　１社
②　非連結子会社の名称　　㈱豆腐の盛田屋椎葉村工場

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、詩克楽商貿（上海）有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。
その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　　連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

②　たな卸資産

商品　　主として先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品　　主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除く）　　主として定率法

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　３～40年

機械装置及び運搬具　２～17年

②　無形固定資産（リース資産を除く）　　主として定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③　リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

⑶　重要な引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、連結会計年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金　　使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見積額の連結会計年度負担分を計上しております。

③　ポイント引当金　　販売促進を目的とするポイント制度により、発行したポイントの利用に備えるため、ポイントの利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

④　利息返還損失引当金　　利息返還請求による損失に備えるため、連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。

⑤　役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末所要額を計上しておりましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。

連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

⑥　環境対策引当金　　ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用に充てるため、処理費用見込額を計上しております。

⑷　退職給付に係る会計処理の方法

①　退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②　数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の連結会計年度に全額費用処理しております。

⑸　重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法　　繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

②　ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務

③　ヘッジ方針　　外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクをヘッジしております。

④　ヘッジ有効性評価の方法　　ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑹　その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①　消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

②　連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（表示方法の変更に関する注記）

1．企業結合に関する会計基準等の適用に伴う変更

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）第39項に掲げられた定め等を適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

2．連結損益計算書

⑴　前連結会計年度まで区分掲記しておりました「営業外収益」の「利息返還損失引当金戻入額」は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。
なお、前連結会計年度の「利息返還損失引当金戻入額」は81百万円であります。

⑵　前連結会計年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資損失」は、重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記いたしました。
なお、前連結会計年度の「持分法による投資損失」は４百万円であります。

（追加情報）

１．従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社グループ従業員に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の充実、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社グループの恒常的な発展を促すことを目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

⑴　取引の概要
平成25年７月から約３年にわたり「スクロール従業員持株会」（以下「本持株会」といいます。）が取得する見込みの当社株式を、「スクロール従業員持株会専用信託口」（以下「信託口」といいます。）が予め一括して取得し、本持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。
当該自己株式の取得・処分に関する会計処理については、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債、収益及び費用については連結計算書類に含めて計上しております。

⑵　信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理
「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

⑶　信託が保有する自社の株式に関する事項
①　信託における帳簿価額
前連結会計年度81百万円、当連結会計年度39百万円
②　当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
③　期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数　　前連結会計年度315千株、当連結会計年度151千株
期中平均株式数　前連結会計年度415千株、当連結会計年度229千株
④　③の株式数を１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か
期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

（連結貸借対照表に関する注記）

１．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	8,230百万円
投資その他の資産	29百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	34,320	－	－	34,320
合計	34,320	－	－	34,320
自己株式				
普通株式	912	0	163	749
合計	912	0	163	749

（注）1．普通株式の自己株式の株式数には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首315千株、当連結会計年度末151千株）が含まれております。
2．普通株式の自己株式の増加０千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3．普通株式の自己株式の減少163千株は、信託口からスクロール従業員持株会への売却によるものであります。

2．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年４月30日取締役会	普通株式	167	5.00	平成27年３月31日	平成27年６月１日
平成27年10月27日取締役会	普通株式	167	5.00	平成27年９月30日	平成27年11月30日

（注）配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金１百万円を含めておりません。

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成28年4月28日取締役会	普通株式	167	利益剰余金	5.00	平成28年3月31日	平成28年5月30日

（注）配当金の総額には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式に対する配当金０百万円を含めておりません。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

⑴　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、主に短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

⑵　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売掛金管理規程に従い、債権管理部門が顧客ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金は、主に短期的な運転資金に係る資金調達（原則として５年以内）であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引に限定しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結注記表（重要なヘッジ会計の方法）」をご参照下さい。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

⑶　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) ２．参照）。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴　現金及び預金	2,866	2,866	－
⑵　売掛金	9,565		
貸倒引当金（※１）	△13		
	9,551	9,551	－
⑶　投資有価証券			
その他有価証券	1,319	1,320	1
資産計	13,737	13,739	1
⑴　買掛金	2,028	2,028	－
⑵　短期借入金	105	105	0
⑶　未払金	6,695	6,695	－
⑷　未払法人税等	280	280	－
⑸　長期借入金	2,075	2,091	16
負債計	11,185	11,202	16
デリバティブ取引（※２）	△261	△261	－

※１．売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

２．デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金、⑵　売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　投資有価証券

これらの時価について、株式は主に取引所の価格によっております。

また、有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

（その他有価証券で時価のあるもの）

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	⑴　株式	1,319	754	564
	⑵　債券	－	－	－
	⑶　その他	－	－	－
	小計	1,319	754	564
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	⑴　株式	－	－	－
	⑵　債券	－	－	－
	⑶　その他	－	－	－
	小計	－	－	－
合計		1,319	754	564

負　債

⑴　買掛金、⑶　未払金、⑷　未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　短期借入金、⑸　長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	3,895	－	△261
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	238	－	（※2）
合計			4,134	－	△261

※1．時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

2．為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金等と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金等の時価に含めて記載しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	49

※これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 ⑶ 投資有価証券」には含めておりません。

（注）3．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位　百万円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,866	－	－	－
売掛金	9,565	－	－	－
合計	12,432	－	－	－

（注）４．長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

（単位　百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	105	75	2,000	－	－	－
リース債務	0	0	0	－	－	－

（賃貸等不動産に関する注記）

１．賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、静岡県において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。

２．賃貸等不動産の時価に関する事項

	連結貸借対照表計上額（百万円）			当連結会計年度末の時価（百万円）
	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
商業施設	868	1,377	2,246	1,516
オフィスビル	14	△0	13	27
合計	883	1,376	2,259	1,544

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
２．当連結会計年度末の時価は、固定資産税評価額に基づいた金額に合理的な調整を行って算定しております。

また、賃貸等不動産に関する平成28年３月期における損益は、次のとおりであります。

	賃貸収益 （百万円）	賃貸費用 （百万円）	差額（百万円）	その他 （売却損益等） （百万円）
商業施設	158	135	22	－
オフィスビル	6	2	3	－
合計	164	138	26	－

（注）賃貸収益は「営業外収益」等に、賃貸費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）は「販売費及び一般管理費」又は「営業外費用」等に計上しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額	647円68銭
2．1株当たり当期純利益	71円16銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年３月31日現在)

(単位　百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**17,845**	**流動負債**	**8,789**
現金及び預金	2,677	買掛金	1,540
売掛金	7,964	短期借入金	105
商品	2,624	関係会社短期借入金	1,656
貯蔵品	699	リース債務	0
前払費用	841	未払金	4,471
繰延税金資産	215	未払法人税等	160
関係会社短期貸付金	2,178	預り金	330
その他	784	前受収益	0
貸倒引当金	△140	賞与引当金	131
固定資産	**14,202**	ポイント引当金	16
有形固定資産	**6,069**	その他	375
建物	1,860	**固定負債**	**2,814**
構築物	26	長期借入金	2,075
機械及び装置	888	リース債務	1
車両及び運搬具	0	退職給付引当金	638
工具器具及び備品	119	役員退職慰労引当金	2
土地	3,133	環境対策引当金	25
リース資産	2	資産除去債務	71
建設仮勘定	38	**負債合計**	**11,603**
無形固定資産	**1,309**	**純資産の部**	
ソフトウエア	166	**株主資本**	**20,216**
ソフトウエア仮勘定	1,141	**資本金**	**5,812**
その他	2	**資本剰余金**	**7,072**
投資その他の資産	**6,823**	資本準備金	7,221
投資有価証券	1,341	その他資本剰余金	△148
関係会社株式	250	**利益剰余金**	**7,755**
出資金	0	利益準備金	601
関係会社出資金	24	その他利益剰余金	7,154
投資不動産	4,701	固定資産圧縮積立金	398
繰延税金資産	303	別途積立金	5,040
その他	203	繰越利益剰余金	1,715
貸倒引当金	△1	**自己株式**	**△424**
		評価・換算差額等	**219**
		その他有価証券評価差額金	401
		繰延ヘッジ損益	△182
		新株予約権	**8**
		純資産合計	**20,444**
資産合計	**32,048**	**負債純資産合計**	**32,048**

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位　百万円）

科目	金額	
売上高		**41,647**
売上原価		**23,624**
売上総利益		**18,022**
販売費及び一般管理費		**17,798**
営業利益		**223**
営業外収益		
受取利息	47	
受取配当金	67	
不動産賃貸料	483	
業務受託手数料	234	
貸倒引当金戻入額	426	
その他	111	1,371
営業外費用		
支払利息	15	
不動産賃貸費用	303	
その他	9	328
経常利益		**1,267**
特別利益		
投資有価証券売却益	73	73
特別損失		
固定資産除却損	15	15
税引前当期純利益		**1,325**
法人税、住民税及び事業税	25	
法人税等調整額	△404	△378
当期純利益		**1,703**

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,812	7,221	△97	7,123	601	461	5,040	283	6,386	△517	18,805
当期変動額											
剰余金の配当								△334	△334		△334
当期純利益								1,703	1,703		1,703
固定資産圧縮積立金の積立						8		△8	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩						△71		71	－		－
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			△50	△50						92	42
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	△50	△50	－	△62	－	1,431	1,369	92	1,411
当期末残高	5,812	7,221	△148	7,072	601	398	5,040	1,715	7,755	△424	20,216

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	787	183	971	3	19,780
当期変動額					
剰余金の配当					△334
当期純利益					1,703
固定資産圧縮積立金の積立					－
固定資産圧縮積立金の取崩					－
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					42
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△386	△366	△752	4	△747
当期変動額合計	△386	△366	△752	4	663
当期末残高	401	△182	219	8	20,444

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券
① 子会社株式　　移動平均法による原価法
② その他有価証券
時価のあるもの　　事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの　　移動平均法による原価法
⑵ たな卸資産
① 商品　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
② 貯蔵品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産及び投資不動産（リース資産を除く）　　定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物　３～38年
機械及び装置　２～17年
⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
⑶ リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金　　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、事業年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
⑵ 賞与引当金　　使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見積額の事業年度負担分を計上しております。

⑶　ポイント引当金	販売促進を目的とするポイント制度により、発行したポイントの利用に備えるため、ポイントの利用実績率に基づき、将来利用されると見込まれる額を計上しております。
⑷　退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生時の事業年度に全額費用処理しております。
⑸　役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく事業年度末所要額を計上しておりましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。 事業年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。
⑹　環境対策引当金	ＰＣＢ（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用に充てるため、処理費用見込額を計上しております。

４．重要なヘッジ会計の方法

⑴　ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
⑵　ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段　　ヘッジ対象 為替予約　　外貨建金銭債権債務
⑶　ヘッジ方針	外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクをヘッジしております。
⑷　ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴　消費税等の会計処理	税抜方式によっております。
⑵　連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更に関する注記）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（表示方法の変更に関する注記）

1．貸借対照表

前事業年度まで区分掲記しておりました「流動資産」の「前渡金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。
なお、前事業年度の「前渡金」は０百万円であります。

2．損益計算書

前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「業務受託手数料」は、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記いたしました。
なお、前事業年度の「業務受託手数料」は221百万円であります。

（追加情報）

1．従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社グループ従業員に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の充実、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社グループの恒常的な発展を促すことを目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

⑴　取引の概要
平成25年７月から約３年にわたり「スクロール従業員持株会」（以下「本持株会」といいます。）が取得する見込みの当社株式を、「スクロール従業員持株会専用信託口」（以下「信託口」といいます。）が予め一括して取得し、本持株会の株式取得に際して当社株式を売却していきます。
当該自己株式の取得・処分に関する会計処理については、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を含む資産及び負債、収益及び費用については計算書類に含めて計上しております。

⑵　信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理
「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　平成27年３月26日）第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

⑶　信託が保有する自社の株式に関する事項
①　信託における帳簿価額
前事業年度81百万円、当事業年度39百万円
②　当該自社の株式を株主資本において自己株式として計上しているか否か
信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。
③　期末株式数及び期中平均株式数
期末株式数　　前事業年度315千株、当事業年度151千株
期中平均株式数　前事業年度415千株、当事業年度229千株
④　③の株式数を１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めているか否か
期末株式数及び期中平均株式数は、１株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

（貸借対照表に関する注記）

１．資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	5,187百万円
投資その他の資産	2,881百万円

２．関係会社に対する金銭債権、債務

短期金銭債権	2,685百万円
短期金銭債務	1,946百万円

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との取引高

売上高	389百万円
仕入高	37百万円
販売費及び一般管理費	110百万円
営業取引以外の取引高	633百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（千株）	当事業年度増加株式数（千株）	当事業年度減少株式数（千株）	当事業年度末株式数（千株）
普通株式	912	0	163	749

（注）１．普通株式の自己株式の株式数には、野村信託銀行株式会社（スクロール従業員持株会専用信託口）が保有する当社株式（当事業年度期首315千株、当事業年度末151千株）が含まれております。
２．普通株式の自己株式の増加０千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
３．普通株式の自己株式の減少163千株は、信託口からスクロール従業員持株会への売却によるものであります。

（税効果会計に関する注記）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損否認	828百万円
減価償却超過額	454百万円
退職給付引当金否認	191百万円
減損損失	103百万円
繰延ヘッジ損益	78百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	42百万円
賞与引当金否認	39百万円
繰越欠損金	37百万円
商品評価損否認	22百万円
資産除去債務	21百万円
その他	84百万円
繰延税金資産小計	1,905百万円
評価性引当額	1,047百万円
繰延税金資産合計	857百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	171百万円
その他有価証券評価差額金	163百万円
その他	4百万円
繰延税金負債合計	339百万円
繰延税金資産の純額	518百万円

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	32.34%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.00%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.93%
住民税均等割額等	0.73%
繰延税金資産の評価性引当額	△63.53%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.23%
その他	△0.43%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△28.59%

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.34％から平成28年４月１日に開始する事業年度及び平成29年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.21％に、平成30年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、29.99％となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は９百万円減少し、長期繰延税金資産の金額（長期繰延税金負債の金額を控除した金額）は14百万円減少しております。また、法人税等調整額が29百万円、その他有価証券評価差額金が８百万円、それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が３百万円減少しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

１．子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(％)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社スクロール360	浜松市中区	95	ソリューション事業	(所有)直接100.0	余剰資金の運用 倉庫等の賃貸 役員の兼任	資金の借入 倉庫等の賃貸 利息の支払	739 452 0	短期借入金 未収入金 －	718 40 －
子会社	株式会社イノベート	福岡市博多区	36	通販H&B事業	(所有) 直接87.7 間接 6.3	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	1,152 16	短期貸付金 －	987 －
子会社	株式会社豆腐の盛田屋	福岡市博多区	55	通販H&B事業	(所有)直接100.0	余剰資金の運用 役員の兼任	資金の借入 利息の支払	380 0	短期借入金 －	563 －
子会社	株式会社AXES	東京都品川区	95	通販LF事業	(所有)直接100.0	運転資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付 利息の受取	1,126 16	短期貸付金 －	961 －

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

倉庫等の賃貸料については、近隣の家賃を参考にして同等の価格によっております。

資金の貸付・借入の金利については、市場金利を勘案して決定しております。また、反復的に取引を行っている、資金の貸付・借入につきましては月末平均残高を取引金額として記載しております。

2．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社キノスラ	浜松市東区	7	インターネット通販に関するコンサルティング	―	通販サイト制作支援役員の兼任	通販サイト制作支援	18	未払金	1

（注）1．株式会社キノスラは、当社取締役佐藤浩明及びその近親者が議決権の過半数を保有する会社であります。
2．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
3．取引条件及び取引条件の決定方針等
一般の取引条件を考慮して決定しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額	608円74銭
2．1株当たり当期純利益	50円88銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年４月27日

株式会社スクロール
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　滝　口　隆　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　山　秀　剛　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社スクロールの平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクロール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年４月27日

株式会社スクロール
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　滝　口　隆　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　加　山　秀　剛　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社スクロールの平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第７５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第７５期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社へ赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年４月27日

株式会社スクロール　監査役会
常勤監査役　長田隆利　㊞
社外監査役　古知弘行　㊞
社外監査役　伊藤　啓　㊞
社外監査役　村瀬　司　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

当社は、取締役会の監督機能の向上をはかり、経営の効率性を高め、当社グループのさらなる企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることを目的に、この度、監査等委員会設置会社に移行することとし、当該移行のために、当社定款の一部の変更を行うものであります。また、これに伴う定款条数等の変更、体裁等の軽微な変更、その他所要の変更を併せて行うものであります。

なお、本議案における定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力が発生するものとします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。　　（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則 第１条～第３条（条文省略）	第１章　総則 第１条～第３条（現行どおり）
（新設）	第４条（機関の設置） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 （３）会計監査人
第４条（条文省略）	第５条（現行どおり）
第２章　株式 第５条（条文省略）	第２章　株式 第６条（現行どおり）
第６条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） （条文省略）	第７条（単元株式数） （現行どおり）
第７条～第９条（条文省略）	第８条～第１０条（条文省略）
第３章　株主総会 第１０条（総会招集の時期） （条文省略）	第３章　株主総会 第１１条（株主総会招集の時期） （現行どおり）
第１１条（条文省略）	第１２条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（総会の招集権者及び議長） 第１２条　株主総会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長又は取締役社長に事故、欠員又はさしつかえあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。	第１３条（株主総会の招集権者及び議長） 株主総会は、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役会長及び取締役社長に事故、欠員又はさしつかえあるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。
第１３条～第１６条（条文省略）	第１４条～第１７条（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会 （取締役会の設置） 第１７条　当会社は取締役会を置く。	第４章　取締役及び取締役会 （削　　除）
（員　数） 第１８条　当会社の取締役は、７名以内とする。	第１８条（員　数） １．当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、７名以内とする。 ２．当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（新設）	
（選任方法） 第１９条　１．取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．（条文省略） ３．（条文省略）	第１９条（選任方法） １．取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 ２．（現行どおり） ３．（現行どおり）
（任　期） 第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第２０条（任　期） １．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役） 第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第２１条（代表取締役） 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、その決議によって代表取締役を選定する。
第２２条（条文省略）	第２２条（現行どおり）
（報酬等） 第２３条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第２３条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（「報酬等」）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の招集通知） 第２４条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第２４条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第２５条～第２７条（条文省略）	第２５条～第２７条（現行どおり）
（新　設）	第２８条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員会
（新　設）	第２９条（監査等委員会） 監査等委員会は、法令に定める事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
（新　設）	第３０条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新　設）	第３１条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（監査役及び監査役会の設置） 第２８条　当会社は監査役及び監査役会を置く。	（削　除）
（員　数） 第２９条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　除）
（選任方法） 第３０条　１．監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２．監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（任　期） 第３１条　１．監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
（常勤の監査役） 第３２条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　　除）
（報酬等） 第３３条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。	（削　　除）
（監査役会の招集通知） 第３４条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削　　除）
（監査役会規程） 第３５条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　　除）
（責任免除） 第３６条　１．当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間で、同法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。	（削　　除）
第６章　会計監査人 （会計監査人の設置） 第３７条　当会社は、会計監査人を置く。	第６章　会計監査人 （削　　除）
第３８条～第３９条（条文省略）	第３２条～第３３条（現行どおり）
（報酬等） 第４０条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第３４条（報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第４１条～第４４条（条文省略）	第３５条～第３８条（現行どおり）
（新設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第７５期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、会社法第４２３条第１項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、本総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたしますが、当社定款の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、取締役全員（７名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生をもって、効力が生じるものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	堀田　守（ほりた　まもる） （昭和25年12月18日生）	昭和49年４月　伊藤忠商事株式会社入社 平成12年10月　Prominent Apparel Ltd.出向同社副社長（VICE PRESIDENT） 平成13年１月　同社社長（MANAGING DIRECTOR） 平成16年４月　同社社長 兼務 伊藤忠商事株式会社中国繊維グループ長代行 平成17年５月　当社常勤顧問生協事業部副事業部長 平成17年６月　当社取締役生協事業部長 平成19年４月　当社代表取締役社長 平成27年５月　当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スクロール360代表取締役会長 株式会社イノベート代表取締役会長 株式会社豆腐の盛田屋代表取締役会長 株式会社ＡＸＥＳ代表取締役会長 北海道アンソロポロジー株式会社代表取締役会長 株式会社スクロールＲ＆Ｄ代表取締役会長 株式会社キャッチボール代表取締役会長 詩克楽商貿（上海）有限公司董事長	225,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	鶴見知久 (昭和41年5月11日生)	平成元年４月　当社入社 平成24年４月　当社執行役員 ダイレクト事業本部 通販インナー統括部長 兼務 インターネットマーケティング部長 平成25年５月　当社取締役 執行役員 ダイレクト事業本部 通販Ｈ＆Ｂ統括副部長 平成27年４月　当社取締役 執行役員 ダイレクト事業本部 通販Ｈ＆Ｂ統括部長 平成27年５月　当社取締役社長執行役員 ダイレクト事業本部 通販Ｈ＆Ｂ統括部長 平成28年４月　当社取締役社長 ダイレクト事業本部商品第１部長代行 兼務 海外戦略室長 兼務 Ｍ＆Ａ戦略推進室長代行 兼務 Ｙパック100戦略室長（現任）	30,300株
3	佐藤浩明 (昭和46年10月10日生)	平成７年４月　当社入社 平成25年１月　当社退社 平成25年４月　株式会社キノスラ代表取締役社長（現任） 平成27年５月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社スクロールＲ＆Ｄ取締役社長 株式会社キノスラ代表取締役社長	9,000株
4	※ 小山優雄 (昭和40年９月10日生)	平成２年４月　千代田生命相互会社（現ジブラルタ生命保険株式会社）入社 平成10年４月　株式会社セゾン情報システムズ入社 平成22年11月　当社入社 平成23年４月　当社システム統括部長 平成25年４月　当社執行役員システム統括部長（現任）	12,900株

（注）１．取締役候補者堀田守氏は、株式会社イノベートの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に商品売買の取引等があります。また、同氏は、株式会社キャッチボールの代表取締役を兼務しており、当社は同社に対して金銭の貸付を行っております。
２．取締役候補者佐藤浩明氏は、株式会社キノスラの代表取締役を兼務しており、当社は同社との間に業務委託契約の取引等があります。
３．その他各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
４．※印は、新任候補者を表します。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、本総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生をもって、効力が生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	※ 村瀬（むらせ）　司（つかさ） （昭和40年6月26日生）	平成２年４月　アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 平成７年７月　朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所 平成10年１月　朝日アーサーアンダーセン株式会社入社 平成14年８月　ＫＰＭＧコンサルティング株式会社（現ＰｗＣコンサルティング合同会社）マネージングディレクター 平成18年11月　アテイナー株式会社取締役 平成21年３月　株式会社ＫＰＭＧ ＦＡＳディレクター 平成21年９月　株式会社ＫＰＭＧ ＢＰＡ（現株式会社ＫＰＭＧ ＦＡＳ）マネージングディレクター 平成23年３月　株式会社ビズイット代表取締役 平成24年５月　当社社外監査役（現任） 平成25年２月　株式会社フュージョンズ代表取締役社長（現任） 平成25年４月　シナジェティック・コンサルティング株式会社プリンシパル （重要な兼職の状況） 株式会社フュージョンズ代表取締役社長	5,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	※ 越淵堅志 (昭和25年12月26日生)	昭和45年４月　横浜生協協同組合入職 平成２年６月　生活協同組合コープしずおか理事 兼務 生活協同組合ユーコープ理事 平成３年６月　静岡県生活協同組合連合会理事 平成８年６月　生活協同組合コープしずおか専務理事 兼務 静岡県生活協同組合連合会専務理事 平成12年６月　生活協同組合コープしずおか理事長 兼務 生活協同組合ユーコープ理事長 平成13年６月　日本生活協同組合連合会監事 平成15年６月　静岡県生活協同組合連合会会長 兼務 日本生活協同組合連合会常任監事 平成17年６月　日本生活協同組合連合会理事 平成21年６月　日本生活協同組合連合会常勤監事	―
3	※ 宮部貴之 (昭和26年8月22日生)	昭和50年４月　住友商事株式会社入社 昭和61年９月　住商オットー株式会社（現オットージャパン株式会社）出向 平成12年５月　住商オットー株式会社取締役（商品部門担当） 平成13年５月　エディー・バウアー・ジャパン株式会社代表取締役社長 平成19年２月　住商オットー株式会社代表取締役会長兼社長 兼務 エディー・バウアー・ジャパン株式会社代表取締役会長 平成24年11月　株式会社Ｌ＆Ｓコーポレーション代表取締役社長	―
4	※ 鈴木一雄 (昭和29年3月11日生)	昭和51年４月　株式会社静岡銀行入行 平成12年６月　同行理事経営企画部東京事務所長 平成13年６月　同行理事清水支店長 平成15年６月　同行執行役員東京支店長 平成16年10月　同行常務執行役員西部カンパニー長 平成19年４月　同行常務執行役員中部カンパニー長 平成22年６月　同行専務執行役員中部カンパニー長 平成23年６月　一般財団法人静岡経済研究所理事長（現任） （重要な兼職の状況） 一般財団法人静岡経済研究所理事長	―

（注）１．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
２．村瀬司氏、越淵堅志氏、宮部貴之氏、鈴木一雄氏は社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者の選任理由は以下のとおりであります。
⑴村瀬司氏は、コンサルティング業務及び企業での経営者の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者とするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外監査役であり、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
⑵越淵堅志氏は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、日本生活協同組合連合会等で理事等に就任するなど組織運営の経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者とするものであります。
⑶宮部貴之氏は、衣料品・雑貨・家具等の無店舗事業及び有店舗事業での経営者の経験があり、また海外生産及び輸入販売に関する幅広い知識と豊富な知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者とするものであります。
⑷鈴木一雄氏は、金融機関及びシンクタンクでの経験があり、業務執行に関する幅広い知識と豊富な知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者とするものであります。
４．当社は、本議案が承認可決されることを条件に村瀬司氏、越淵堅志氏、宮部貴之氏、鈴木一雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
５．第３号議案が原案どおり承認された場合、当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、村瀬司氏、越淵堅志氏、宮部貴之氏、鈴木一雄氏につき、会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第１項に定める最低責任限度額とする予定であります。
６．越淵堅志氏は、平成21年６月から平成27年６月まで日本生活協同組合連合会常勤監事に就任しておりましたが、同組合連合会は平成24年９月25日に下請代金支払遅延等防止法違反に基づく勧告を公正取引委員会から受けました。勧告を受けた後に、同組合連合会は、取引契約の見直し、支払方法の改善、減額した下請代金の返還等の対応を行い、また、同組合連合会における法務セクション及び内部監査セクションの設置を行うなどの再発防止策に努めました。同氏は、同組合連合会の常勤監事として、上記各事項の対応にあたり適正な意見の表明等を行っております。
７．※印は、新任候補者を表します。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成18年６月20日開催の第65期定時株主総会において、「月額20百万円以内」と決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に本総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当該移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の取締役の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額を、従来の報酬設定額及び業績の見通し等を勘案し、「月額20百万円以内」とさせていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の使用人分給与は含まれないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は７名（うち社外取締役２名）でありますが、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第１号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認されますと、４名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生をもって、効力が生じるものとします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に本総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査等委員の職務と責任を考慮して、「月額８百万円以内」とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役４名選任の件」が原案どおり承認されますと、４名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生をもって、効力が生じるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

（会場）静岡県浜松市中区佐藤二丁目28番22号　当社本社ビル５階会議室
ＴＥＬ　053-464-1123（総務課直通）

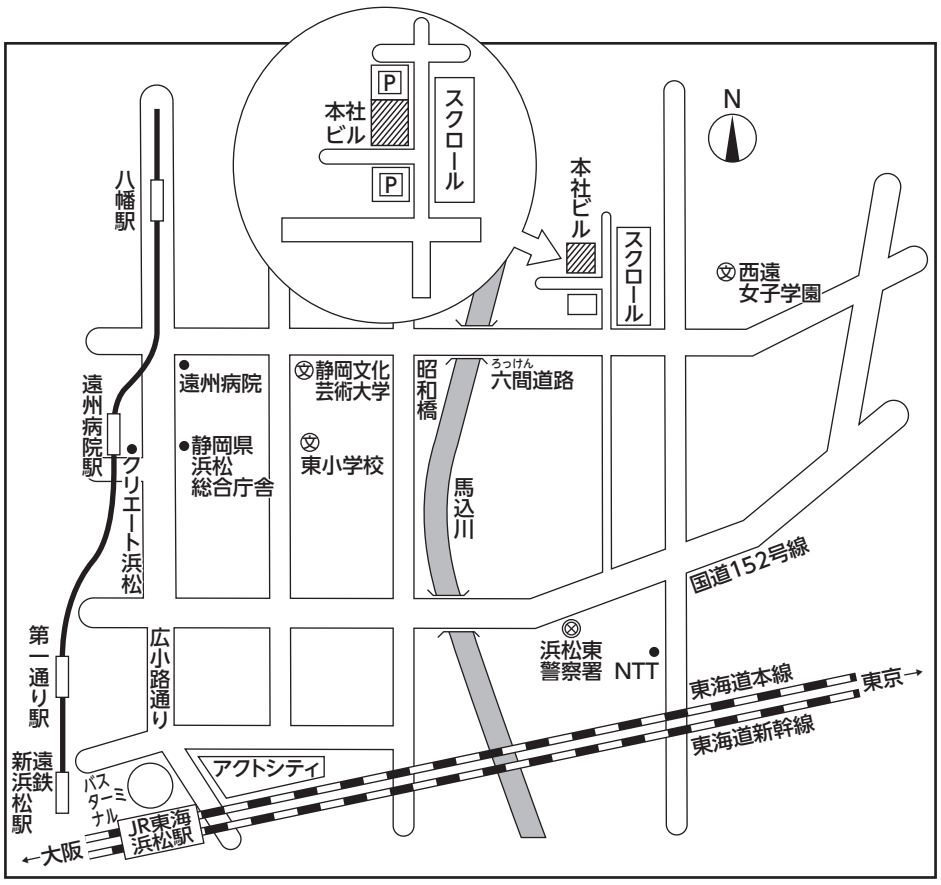

（交通の便）
- ●JR東海浜松駅からタクシーで約５分
- ●JR東海浜松駅前バスターミナル10番のりばから、遠鉄バス「75・76労災・宮竹・笠井」、「71労災・東高・笠井」、「77労災・東海染工・イオン市野」、「78労災・産業展示館」、「74労災・中田町・イオン市野」または「85労災・篠ヶ瀬」行で約10分「株式会社スクロール」下車

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

FSC
ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C013080